

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

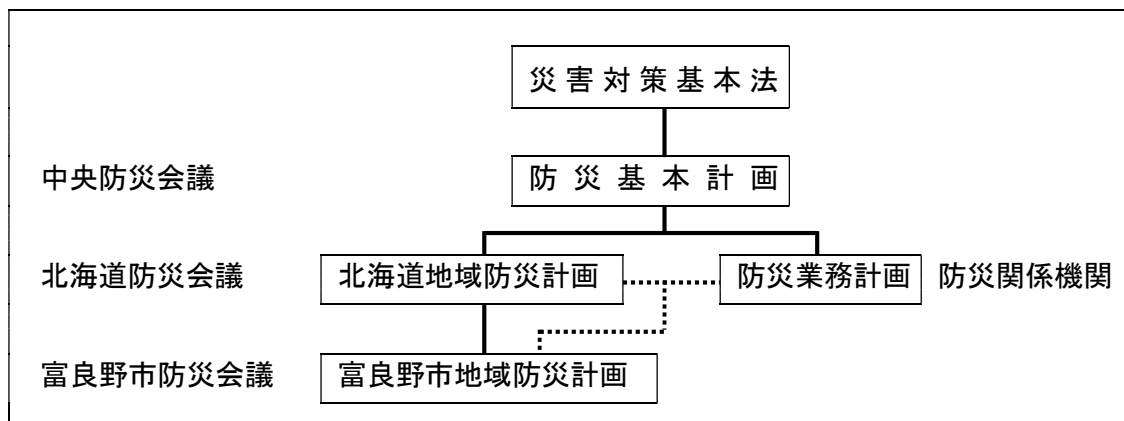
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき富良野市防災会議が作成する計画であり、自然災害や事故災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市をはじめ、市民及び防災関係機関が全力をあげて予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（資料編2 - 1：災害対策基本法）

第2節 計画の位置づけ

この計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とするとともに、男女共同参画等の生活者の多様な視点を取り入れるものとする。また、国の防災方針を定めた防災基本計画及び北海道地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。



第3節 計画の構成

この計画は、冒頭に防災の総合的な目的と責務を明らかにし、次に掲げる方策を各々に示し、災害復旧対策及び災害収束後の復興対策を定める順序により、次のとおり構成するものとする。

1. 本編

(1) 第1章 総則

計画の目的、防災関係機関、市民及び事業の役割と防災対策の基本的事項。

(2) 第2章 災害予防計画

災害が発生した際に、その被害を防ぎ又は減らすために、平常時から行うべき各種対策。

(3) 第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制の確立。

(4) 第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生した際に、被害拡大の防止や、二次被害の発生を防ぐための応急対策計画。

(5) 第5章 震災対策計画

地震等が発生した際に、被害拡大の防止や、二次被害の発生を防ぐための応急対策計画。

(6) 第6章 火山災害対策計画

十勝岳の最大規模の噴火を想定し、迅速な情報収集及び伝達体制、的確な防災対応等を示した火山災害対策。

(7) 第7章 事故災害対策計画

大規模事故等が発生した際に、被害拡大の防止や、二次被害の発生を防ぐための応急対策計画。

(8) 第8章 災害復旧計画

災害応急対策等に引続き、被災した市民の生活再建や経済活動の復旧を支援する対策等を示した災害復旧計画。

2. 資料編（別冊）

地域防災計画等に関わる資料。

3. マニュアル編（別冊）

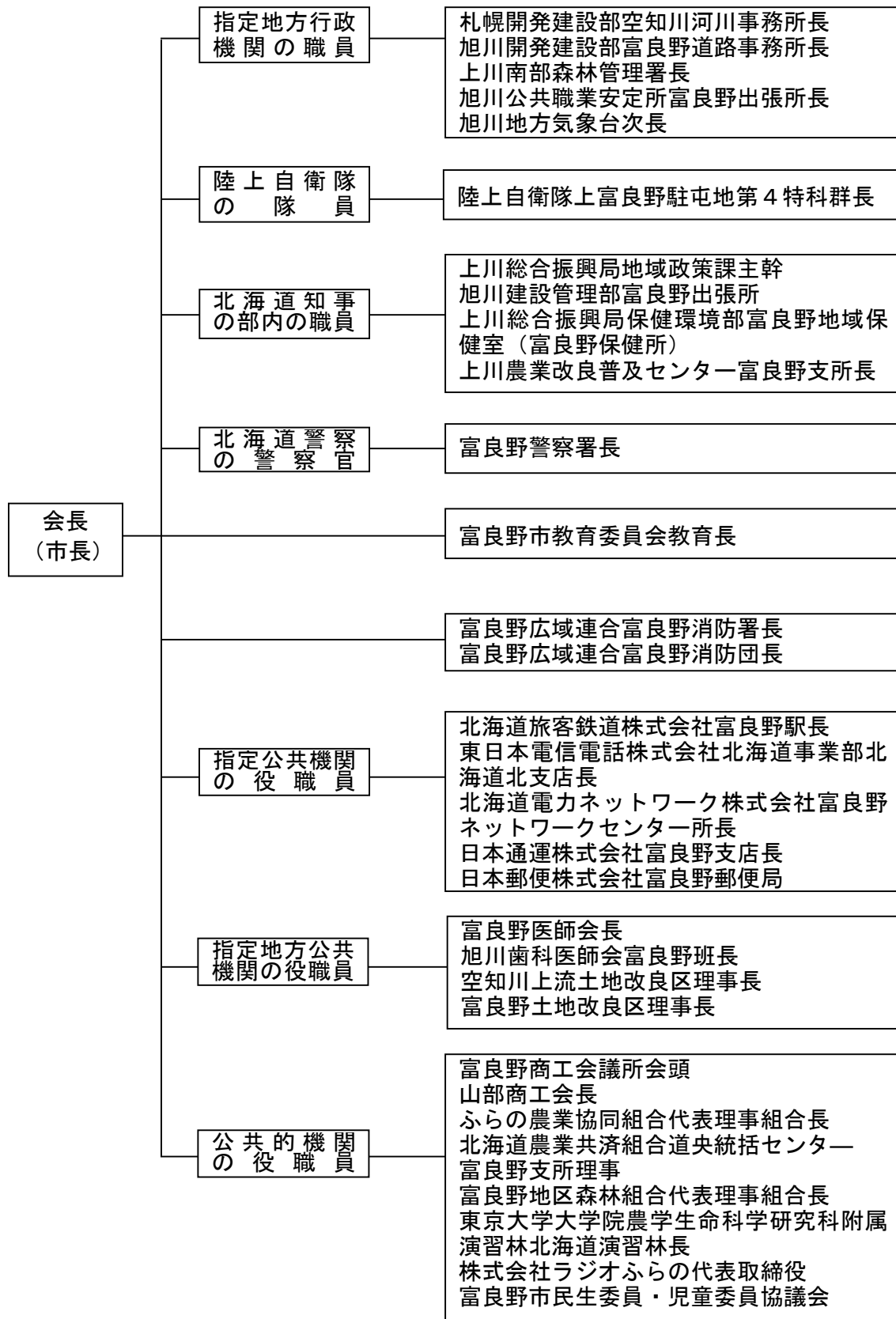
防災に関わる各種マニュアル。

第4節 富良野市防災会議

市長は災害対策基本法第16条の規定に基づき、富良野市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。防災会議は、市長を会長とし、富良野市防災会議条例（昭和41年富良野市条例第50号）第3条第5項に規定する委員をもって組織する。防災会議の所掌事務は、防災の基本方針の決定及び地域防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、市域の防災に関する重要事項を審議する。防災会議の運営は、富良野市防災会議条例の定めるところによる。

（資料編 1 - 1：富良野市防災会議条例）

■防災会議の構成



第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき随時検討を加え、概ね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、富良野市防災会議において修正する。

ただし、軽易な事項又は緊急に修正を要する事態が発生したときは会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。

1. 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
2. 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
3. 新たな計画を必要とするとき。
4. 防災基本計画の修正が行われたとき。
5. その他市防災会議会長が必要と認めたとき。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

■指定地方行政機関

1 北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所

- (1) 空知川の整備及び災害復旧に関すること。
- (2) 空知川の水位観測及びその通報に関すること。
- (3) 空知川の堤防及び樋門の管理に関すること。

2 北海道開発局旭川開発建設部富良野道路事務所

- (1) 国道の整備及び災害復旧に関すること。

3 北海道開発局旭川開発建設部富良野地域農業開発事業所

- (1) 国営かんがい施設の災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。

4 北海道森林管理局上川南部森林管理署

- (1) 国有林の復旧治山及び予防治山に関すること。
- (2) 林野火災予防対策の樹立及び未然防止に関すること。
- (3) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。

5 旭川地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

6 旭川公共職業安定所富良野出張所

- (1) 被災者に対する職業紹介に関すること。
- (2) 労務供給計画に対する協力に関すること。

■陸上自衛隊

1 陸上自衛隊上富良野駐屯地第4特科群第104特科大隊

- (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に対し、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。
- (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (3) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。

■北海道

1 上川総合振興局地域政策課

- (1) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

2 旭川建設管理部富良野出張所

- (1) 道道、河川等の整備及び災害復旧に関すること。

3 上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室（富良野保健所）

- (1) 医療・救護・防疫対策に関すること。
- (2) 被災地における保健衛生に関すること。

4 上川農業改良普及センター富良野支所

- (1) 農作物の被害調査に関すること。

- (2) 農作物被害に対する応急措置、病虫害防除等の指導に関すること。

■北海道警察

1 富良野警察署

- (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- (2) 災害情報の収集に関すること。
- (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- (5) 危険物に対する保安対策に関すること。
- (6) 広報活動に関すること。
- (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

■富良野市及び消防機関

1 富良野市

- (1) 市防災会議の事務に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防・応急対策の総合調整に関すること。
- (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
- (4) 所管に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。

2 富良野市教育委員会

- (1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。
- (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

3 富良野広域連合富良野消防署・富良野消防団

- (1) 消防、救急・救助及び水防活動に関すること。
- (2) 住民の避難誘導に関すること。

■指定公共機関

1 北海道旅客鉄道株式会社富良野駅

- (1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。
- (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送支援に関すること。

2 東日本電信電話株式会社北海道事業部(N T T東日本 - 北海道事業部 北海道北支店)

- (1) 気象官署からの警報伝達に関すること。

- (2) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

3 北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンター

- (1) 電力供給施設の防災対策に関すること。
- (2) 災害時における電力の円滑供給対策に関すること。
- (3) ダム放流等の連絡調整に関すること。

4 日本郵便株式会社富良野郵便局

- (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。
- (2) 郵便の非常取扱いに関すること。
- (3) 為替貯金及び簡易保険の非常取り扱いに関すること。
- (4) 郵便局の窓口掲示板を利用した広報活動に関すること。

■指定地方公共機関

1 富良野医師会

- (1) 災害時における医療救護の協力に関すること。

2 旭川歯科医師会

- (1) 災害時における歯科医療救護の協力に関すること。

3 空知川上流土地改良区、富良野土地改良区

- (1) 土地改良施設の防災対策に関すること。
- (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

■公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 富良野商工会議所、山部商工会

- (1) 災害時における物価の安定及び生活必需物資、復旧資材の確保に関すること。

2 ふらの農業協同組合、富良野地区森林組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。
- (3) 共済金支払手続に関すること。

3 北海道農業共済組合道央統括センター富良野支所

- (1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。
- (2) 家畜の被害調査及び診療に関すること。

4 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林

- (1) 演習林の復旧治山及び予防治山に関すること。
- (2) 林野火災予防対策の樹立及びその未然防止に関すること。

5 株式会社ラジオふらの

- (1) 気象予報、警報及び防災広報に関すること。

第7節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所等は、「自分の命は、自分が守る」という自助、「自分たちの地域は、地域で助け合い守る」という共助を防災の基本であると自覚し、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する運動を次のとおり展開する必要がある。

■市民の責務

市民は、市域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害発生時には、自主的な防災活動に努める。

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
○ 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ○ 飲料水、食料の備蓄（最低3日間、推奨1週間）、救急用品等の非常持出品の準備 ○ 隣近所との相互協力関係の構築 ○ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 ○ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ○ 要配慮者の把握 ○ 自主防災組織の結成 ○ 災害教訓の伝承	○ 地域における被災状況の把握 ○ 近隣の負傷者・要配慮者の救助 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ 避難所での自主的活動 ○ 防災関係機関の活動への協力 ○ 自主防災組織の活動 ○ 飼養動物の保護管理

■自主防災組織

自主防災組織及び住民組織等は、「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」との理念に基づき、地域の住民を組織し、平常時及び災害発生時の自主防災活動を行う。

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
○ 防災知識の普及 ○ 防災計画の作成 ○ 地域の安全点検の実施 ○ 地域住民（要配慮者等）の把握 ○ 防災用資機材等の日常の管理	○ 情報の収集伝達 ○ 出火防止及び初期消火 ○ 負傷者の救出、応急手当 ○ 避難誘導、安否確認 ○ 食料、救援物資等の配布協力 ○ 避難所の自主運営

■事業所の責務

事業所は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
○ 災害時行動マニュアルの作成 ○ 防災体制の整備 ○ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施	○ 事業所の被災状況の把握 ○ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供 ○ 施設利用者の避難誘導 ○ 従業員及び施設利用者の救助 ○ 初期消火活動等の応急対策 ○ ボランティア活動への参加、地域への貢献等

第8節 富良野市の概況

■位置及び面積

本市は北海道のほぼ中央に位置し、東経142度16分～142度40分、北緯43度9分～43度24分に位置し、市の北部は中富良野町及び上富良野町と、西部は夕張山脈に囲まれ芦別市と、東部及び南部は南富良野町とそれぞれ接している。市域は東西約32.8km、南北約27.3km、周囲約133.0kmで、面積は600.71km²である。

■地形・地質

地形は平坦部が北方に向かって展開し、高原地帯は東部に位置し、大雪山国立公園、十勝岳、富良野岳に連なり、南西部で山岳丘陵が多く、概ね標高340m～450mの波状高原地帯である。

地質的には、西部の夕張山脈と布部から幾寅にかけての町村界の山地は主として白亜系とこれより古い時代の地層から構成され、麓郷を中心とする広い台地は十勝熔結凝灰岩と

呼ばれる比較的新しい時代の岩層からできており、その東側の山塊は十勝岳火山群の溶岩類から構成されている。

また、富良野盆地の西縁の芦別山地の境界付近に位置する富良野断層帯西部と富良野盆地の東縁とその東側の丘陵の境界付近に位置する富良野断層帯東部の二つの断層帯からなる、富良野断層帯が存在する。

■気 候

本市は北海道の内陸部で、東は大雪山系、西は夕張山系に囲まれ、年平均気温は 6.7℃と比較的温順で、夏期の最高気温は 38.5℃（2021.8.7）、冬期の最低気温は－34.5℃（1977.1.29）と気温の較差が非常に大きく、典型的な内陸性気候を示している。降水量は年間 1032.1 mmであり、降雪量（新積雪総量）は、628 cmとなっている。（年平均気温、降水量、降雪量は、1991 年から 2020 年までの 30 年間の平年値）